

第562回: 中国の明年をトす

中国共産党と中国政府が、翌年の経済政策運営の基本方針を決めるために開く年末恒例の重要会議「中央経済工作会議」が12月12日に閉幕した。世界第二の経済大国が、経済の不振に直面しており、来年の経済成長率や政策が気になるところだ。そこで業界レポートを拝読すると玉石混交、なかには「経済成長率目標を6%前後に設定する方針が示された」など、特ダネ級の情報まで飛び出す始末となっている。

この会議で議論した数値は来春の全人代まで公表されない(当たる、当たらないは別として)現時点では誤報に決まっているが、事実をもう一度おさらいしておきたい。ニュースソースは2019年12月13日の「新華網日本語版」。これなら真実性に文句はあるまい。以下はその要旨。肩書や政策などの呼称を簡素化しただけで、報道内容の取捨選択は行っていない。

- 中国の中央経済工作会議が10～12日、北京で開かれた。習近平党総書記が重要演説を行い、今年の経済運営を総括すると共に当面の経済情勢を分析し、2020年の経済運営を手配した。李克強首相は来年の経済運営について総括演説を行った。
- 会議は次のように指摘した。中国経済が安定の中で長期的に上向くという基本的傾向は変わらない。来年は「小康(ややゆとりのある)社会」全面的実現の年であり、第13次5カ年計画(2016～20年)の最後の一年である。「二つの百年」の一つ目の奮闘目標(2021年、即ち中国共産党創立100年までの小康社会完成)を実現し、第14次5カ年計画(2021～25年)の発展と二つ目の奮闘目標(2049年、即ち新中国成立100年までの近代的社会主義強国実現)に向けて基礎を固め、経済運営を行うことが非常に重要である。
- 会議は2020年に①新発展理念を貫徹、②三大堅壘攻略戦(重大リスクの防止解消、貧困脱却、環境汚染対策)を断固遂行、③民生、特に困難な大衆の基本生活が効果的に保障、改善されるよう確保、④積極的財政政策と安定した金融政策を引き続き実施、⑤質の高い発展の推進に注力、⑥経済体制改革を深化させる…以上重点6項目に取り組むことを決定。
- 会議はまた次のように指摘した。小康社会の全面的完成と、第13次5カ年計画の目標達成は来年の全党の活動で特に重要。各地域各部門は19期四中全会の精神を全面的に貫徹し、国家ガバナンス・システムと統治能力の現代化推進に注力し、党が経済活動を指導する制度の優位性を統治効果へと転化させなければならない。

新華社報道のとおり、来年は中国共産党100周年を前にした一年で、「小康社会」達成目標の年、同時に第13次5カ年計画の最後の年でもあり、習近平政権としては、全目標を力強く達成し、長期政権の基礎を固めたいところである。

だが師走の風は冷たく、李克強首相が19日までに「中国経済が2020年に一段の下方圧力にさらされる可能性がある」と発言したように、本会議の広報は、「現実を直視した上で、基礎を固め、粘り強く問題解決に当たろう」という呼びかけに終始した内容となっている。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

三大堅壘攻略戦の遂行方針は従来通りだが、今回の会議では、そのあとに、「民生、特に困難な大衆の基本生活が効果的に保障、改善云々」と続き、貧困問題が最重要施策に指定されたことが明らかになった。

脱貧困の処方箋について、「積極的財政政策と安定した金融政策を継続実施し、質の高い発展の推進に注力し、経済体制改革を深化させる」とあるように、強引な景気刺激策によって高い経済成長目標を達成するのではなく、あまり無理はせず地道に合理的目標の実現を目指そうということのようだ。

これは正しい選択肢と評価できる。08年のリーマンショックに直面した当時の温家宝首相が、景気浮揚策として提唱した「4兆元」の超弩級景気刺激策により、中国は向こう10年もの需要を先喰いしてしまい、いまでもその後遺症に苦しんでいることから、李克強首相は過激な金融・財政政策は最後まで劇薬として取っておき、できることなら使わずに済ませたい考えのようだ。

脱貧困の問題は複雑だ。「昔に比べれば中国は飛躍的に豊かになった」と言い切ってしまうとそれまでだが、高度成長の光の陰で沿岸部と内陸部の格差、都市部と農村部の格差、そして都市部の中の市民と農村からの出稼ぎ労働者との格差が大きく広がっているのは隠しようのない事実である。

社会における所得の不平等さを測る指標であるジニ係数で、中国は既にアメリカを凌駕している。相対的に、より貧しい中国の方が、豊かな米国よりジニ係数が高いとは、極めて憂慮すべき問題である。

実は日本でも80年代後半のバブル景気の頃から、雇用者所得や事業所得等の格差が年々広がる傾向が続いている。但し日本の場合、再分配所得(当初所得から税金や社会保険料を控除し、社会保障給付を付加)で測ったジニ係数では、格差の広がり、ある程度抑えられている。

税金や社会保障が格差是正に果たす役割は決定的に大きい。中国は平等を愛する社会主義国であり、累進課税や相続税等のシステムを導入し、土地や資産を社会に還元させることにより各層での格差を是正し、社会の安寧を保つ必要性は避けて通れない道のはずである。

しかし、計画経済から市場経済への移行過程で誕生した国有企業などの既得権益集団が、住み心地のよい現状を墨守したいと願うあまり、より一層の変革を阻止し、移行期の「混合型体制」をそのまま定着させようとする結果、経済社会の発展が歪められ、格差の拡大や、環境破壊といった問題が深刻化している。

これが「中所得国の罠」と並び、中国経済を蝕む「体制移行の罠」である。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2019年(令和元年)12月23日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して 最大 0.8800% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。